

生かそう！ あなたの大切な一票

3月14日(日)は
大田原市長選挙の投票日です
— 投票時間は午前7時から午後8時まで —

本年4月7日任期満了に伴う市長選挙は、3月7日(日)に告示され、3月14日(日)に市内63の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。
みなんで投票に出かけましょう。



投票ができる方

平成2年3月15日以前に生まれた方で、平成21年12月6日以前から(転入者については、同日までに転入届をした方)大田原市に引き続き住所(住民基本台帳)があり、選挙人名簿に登録されている方です。

ただし、3月13日までに他の市町村へ転出した方は、投票所入場券が郵送されていても投票できませんので、ご承知ください。

投票所入場券は3月8日に郵送

皆さんが投票できる投票所は、投票所入場券に記載してあります。入場券をご確認のうえお出かけください。

なお、入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、本人と確

認できればその場で入場券を再発行し投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票は3月8日(月)から

投票日当日に投票区内にいても仕事や冠婚葬祭などの用事のある方、レジャーや買い物などで投票区外にお出かけの方、出産や入院の予定のある方など、当日投票所に行くことができない方は、「期日前投票」ができます。

●期日前投票期間 3月8日(月)～3月13日(土)

●期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

●期日前投票所 大田原市役所、湯津上庁舎、社会福祉協議会黒羽支所

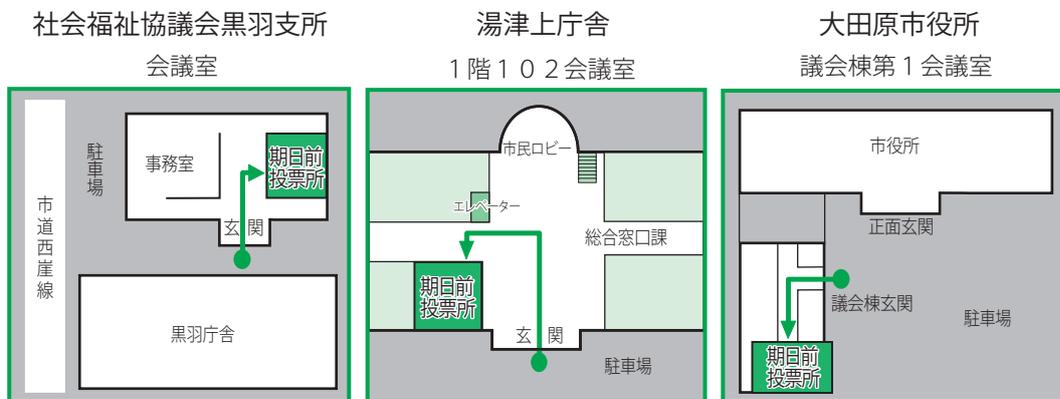
※期日前投票は、市内のどこにお住まいでも前記3か所、どこの投票所でもできます。

※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書(兼請求書)になっていますのでご利用ください。

※入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

選挙公報の配布

候補者の人物や政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか各支所、出張所、各地区公民館に備え付ける予定です。ご利用ください。



投票の諸制度をご利用ください

●点字投票
目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器を備えてあります。

●代理投票
身体が不自由などによりご自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。(ただし、本人が投票所までおいでいただくことが必要です。)

郵便等による不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の①または②の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅で投票することができます。
①身体障害者手帳をお持ちで、次の表の障害名について、その等級に該当する方

| 障害名 | 等級 |
|------------------------------|----------------|
| 両下肢機能・体幹機能・移動機能などの障害 | 1級 2級 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害 | 1級 3級 |
| 免疫の障害 | 1級 2級 3級 |

②介護保険の要介護者で要介護5の方

※なお、郵便等による不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」

の交付申請が必要です。
すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の投票用紙の請求は、3月10日（水）までになります。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお早めにお問い合わせください。

代理記載制度

「郵便等投票証明書」の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載人により投票をしてもらうことができます。

●利用ができる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

滞在地での不在者投票

住所が大田原市にあり、出張などで長期間他の市町村に滞在中の方は、郵便により投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票をすることができま。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

みんなで守ろう「三ない運動」
贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が

求めることも禁止。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

| 贈らない! | 求めない! | 受け取らない! |
|--|--|--|
| 政治家や候補者などが選挙区内の人に、お中元やお歳暮などの金品を贈ることは禁じられています | 政治家や候補者などに選挙区内の人が、お祭りや集会などの寄附や差入などの金品を求めることも禁じられています | 政治家や候補者などから選挙区内の人は、祝儀や餞別などの金品を受け取ってはけません |

●問い合わせ

選挙管理委員会事務局
TEL (23) 8715



**4月1日から
市役所の終了時刻が
午後5時15分までに変わります**

本市職員の勤務時間が国家公務員に準じて改正されることに伴い、市役所の通常業務の終了時刻が次のとおり変わります。

変更前（平成22年3月31日まで）
午後5時30分

←
変更後（平成22年4月1日から）
午後5時15分

※支所、出張所、教育委員会事務局（湯津上庁舎内）、水道庁舎（水道課、下水道課）の業務時間も同様に午後5時15分までに変更になります。

●自動交付機の稼働時間

市役所本庁舎の平日の住民票、印鑑証明の自動交付機の稼働時間はこれまでどおり午後6時30分まで変更はありません。
・湯津上支所と黒羽支所の平日の自動交付機の稼働時間は、これまでは午後5時30分まででしたが、4月からは本庁舎と同じ午後6時30分まで延長します。
※土曜日、日曜日、休日の稼働時間は、これまでどおり午後5時まで変更はありませんので、ご注意ください。

●問い合わせ

総務課人事研修係
TEL (23) 8702

須賀川地区で「へき地巡回診療」を開始

須賀川地区は、平成19年5月末に地元開業医が閉院され、市内で唯一の無医地区になっています。当地区の医療を確保する対策として、平成22年1月12日から大田原赤十字病院が「へき地巡回診療」を開始しました。

●診療日 1月12日から隔週火曜日（2週間に1回）

●診療時間 午後1時～2時

●診療場所 須賀川出張所会議室

●診療内容 一般診療・健康相談

- 2月・3月診療日 2月23日、3月9日、3月23日
- 受診患者 1回当たり10人程度
- 対象者 次の条件を満たす方
- ①大田原赤十字病院に通院している方（病院本体との医療連携を図るため）
- ②世帯構成・交通の便などにより、通院することが著しく困難な方
- ③診療場所に来られる方
- ④高血圧、糖尿病などの慢性疾患患者
- ⑤血圧測定、薬の処方などの簡単な診療で済む方
- ⑥症状が安定している方（2週間に1回程度の定期的な診療で済む方）

※事前に、日赤のへき地巡回診療担当医師による受診可否の判断が必要になります。
●その他 実際に診療の様子を見学されたい方は、お気軽に診療場所に来てご覧ください。



須賀川出張所での診療の様子

●問い合わせ

健康政策課健康政策係
TEL (23) 8704

須賀川出張所

TEL (57) 0111